

帝京科学大学教育・教職研究紀要編集及び投稿要項

(研究紀要の目的)

第1条 本研究紀要は教育・教職に関わる研究成果を広く社会に発信し、教育・教職に関わる研究促進と発展及び本学の教員養成の質の向上を目的とする。

(投稿者の資格)

第2条 本研究紀要は、本学の教職員（客員、特任、専任、指導員、相談員、研究員、事務職員、非常勤講師、名誉教授）が代表著者となって執筆されるものとする。ただし、編集委員会が認めた場合は、本学教職員以外の学校教員等が代表著者となって投稿できるものとする。なお、依頼原稿はこの限りではない。

(投稿論文の制限)

第3条 投稿論文は、教職・教育に関する論文であって、教材の開発や実践的な研究、理論的な研究等であり、他の刊行物に未発表、未投稿の論文とする。また、他学会論文としてすでに投稿しているものや掲載されているものと同じ内容を投稿することはできない。

(論文の種類・査読)

第4条 投稿論文は、研究論文、研究ノート、報告の3種類とする。なお、内容によっては、編集委員会で種類を変更することがある。また、報告には、教員養成課程・保育士養成課程を履修中の本学学生の卒業論文要旨を含むものとする。卒業研究要旨に関する事項については第14条に定める。

- (1) 研究論文は、教職・教育に関わる独創的な理論又は実証的な論文の内2名の査読者により認められたものとする。
- (2) 研究ノートは、研究論文にまでには達しないが、教職・教育に関わる有意義な研究・関連文献・資料の内2名の査読者により認められたものとする。
- (3) 報告は、教職・教育に関わる報告の内、編集委員会で掲載を認められたものとする。

(執筆要領)

第5条 帝京科学大学教職センターのHPにある「帝京科学大学教育・教職研究紀要執筆要領」に従って執筆する。

各投稿論文の頁数は、次のとおりである（図表、写真等も含む）。

研究論文 12 頁以内 研究ノート 10 頁以内 報告 8 頁以内 卒業論文要旨 1000 字～2000 字

第6条 投稿に際しては、投稿申請用紙を、教職センターHPからダウンロードし、必要事項を記入し論文原稿と一緒に提出する。

(投稿の手続き等)

第7条 編集委員会に投稿論文が到着し、受付手続きが完了した時点で、著者宛に確認のメールが送られる。

第8条 原稿の募集は、各年度1回行うが、掲載の可否を決定するため、投稿論文は編集委員会によって審査される。

(掲載の判定等)

第9条 投稿論文の掲載の判定には、掲載可・修正の上掲載可・掲載不可の三種類がある。
掲載可のときは「掲載通知」、修正の上掲載のときは「修正通知」、掲載不可のときは「掲載不可通知」を投稿者宛に送るものとする。
「修正の上掲載可」の場合、修正論文を通知日から20日以内に編集委員会に送ること。最終決定は、2回目の審査とする。

第10条 著者校正は2回のみで、採録決定論文については、内容の変更はできないものとする。

第11条 別刷希望の有無及びその部数については著者校正の際に伺う。なお別刷は、50部単位とし、50部以上は50部を除いた部数に対して実費を申し受ける。

第12条 投稿論文の審査結果に異議のある著者は、編集委員会にその旨文書をもって申し出ることができる。

第13条 投稿断念又は掲載不可とされた場合を除いて、同じ論文を他学会等へ投稿はできない。

(卒業論文要旨)

第14条 本研究紀要に、教員養成課程・保育士養成課程を履修中の本学学生の教育・教職に関する卒業論文要旨を報告として掲載することができる。

- (1) 指導教員を通して、編集委員会に提出され、編集委員会で掲載を認められたものを掲載する。
- (2) 頁数は図や表を含み1頁(1000字~2000字)とする。
- (3) 卒業論文要旨の別刷については希望できないものとする。
- (4) 掲載巻は編集委員会に一任される。
- (5) 「帝京科学大学教育・教職研究紀要執筆要領」に従って執筆する。
- (6) 提出に際しては、投稿申請用紙は不要である。

(著作権)

第15条 投稿された論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。

- (1) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。
- (2) 投稿者は、本学に対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体(CD-ROM、DVD-ROM等)への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- (3) 投稿者は、本学及び本学が委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

(事務局)

第16条

「投稿に関する問い合わせ」は下記の編集委員会事務局に行うこと。
〒120-0045 東京都足立区千住桜木1-11-1 帝京科学大学7号館 教職センター内
帝京科学大学教育・教職研究紀要編集委員会事務局

附 則 この要項は、平成28年1月27日より施行する。

この要項は、平成28年4月1日より施行する。

この要項は、平成29年2月1日より施行する。

この要項は、平成29年7月1日より施行する。

この要項は、令和4年7月1日より施行する。